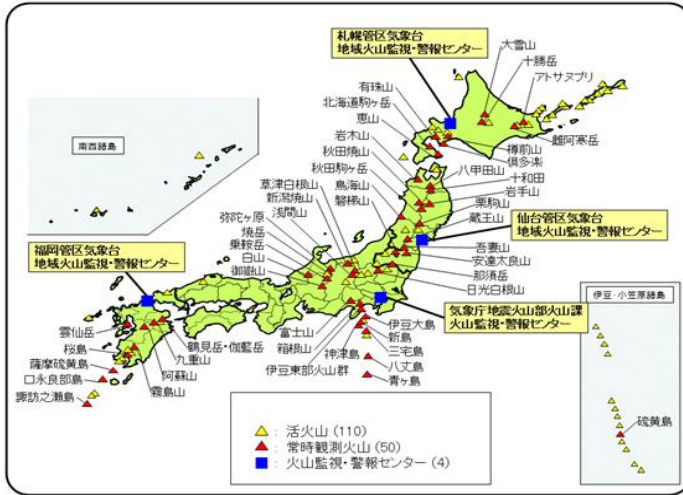


【報告 1】八甲田山火山対策について

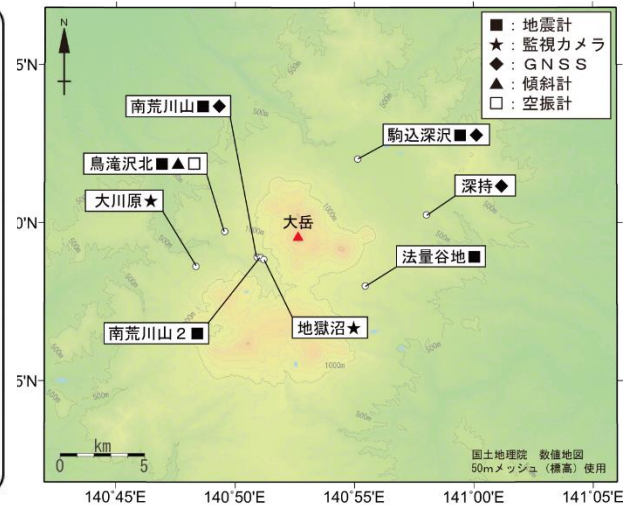
1 これまでの経過

- 平成 27 年 12 月 10 日 「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律」施行
 平成 28 年 2 月 22 日 青森県、青森市及び十和田市を「火山災害警戒地域」に指定（法第 3 条）
 平成 28 年 12 月 1 日 気象庁が進めていた各種火山観測装置の整備が完了
 常時観測体制（24 時間体制）が整ったことから常時観測火山として追加

・常時観測火山



・八甲田山 観測点配置図



気象庁ホームページより

2 現在の取組み

・避難計画の策定

現在、内閣府の支援を受けながら、青森県が中心となり、青森市、十和田市の共同で八甲田山の「避難計画（火口近傍の登山者・観光者）」（素案）を策定中

3 今後の取組み

・噴火警戒レベルの導入に向けた検討

火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を 5 段階に区分する噴火警戒レベルを導入するための検討

〇市では、引き続き内閣府等の支援を受け、市地域防災計画に定めるべき事項等（法第 6 条）について検討を進めていく。

市町村地域防災計画に定めるべき事項等（法第 6 条）

- 火山現象の発生及び推移に関する情報の収集、伝達、予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- 警戒地域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項
- 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 火山現象に係る避難訓練の実施に関する事項
- 警戒地域内にある次の施設の名称及び所在地
 - ・ 索道の停留場、宿泊施設その他の不特定かつ多数の者が利用する施設で政令で定めるもの
 - ・ 社会福祉施設、学校、医療施設その他医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるもの
- 救助に関する事項
- 警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- 警戒地域内にある施設の所有者又は管理者への火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項